

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

委託業務名	大津市企業局料金等クレジットカード収納決済代行業務
委託業務場所	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号フクラス
概要	クレジットカード収納にかかるデータネットワーク代行業務
契約期間	委託業務開始日から 令和 3年 3月31日まで
契約年月日	令和 2年 4月 1日
契約金額	月額基本料 15,000円/月(税抜き) データ処理手数料 5円(4円)/件(税抜き) 登録手数料 190円/件(税抜き)
契約の相手方	[名称] GMO ペイメントゲートウェイ(株) [所在地] 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号フクラス
契約相手方の選定理由	GMOペイメントゲートウェイ(株)は、大津市企業局がクレジットカード収納を導入した当初にプロポーザルにより決定し、以降継続して契約している会社であり、現在、同社の保有する登録システムを活用して、登録データや料金請求データの送受信を行っているため、システム改修をせずに安定的に業務を行える唯一の会社である。 また、令和3年度に大津市企業局が導入を検討しているクレジットカード収納決済代行業務(Web登録型)への移行にあたっては、同社のシステムに蓄積された膨大なデータの移行や新たなシステムへの初期設定作業をお客様サービスに支障をきたすことなく行う必要があることから、上記業者と随意契約を行うものである。
担当課・電話番号	料金収納課・077-528-2014
根拠規程	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格です。

2 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。